

平群町新型インフルエンザ等 対策行動計画

平 群 町

平成 27 年 3 月

目 次

I はじめに

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	平群町行動計画の策定	1
3	平群町行動計画の位置づけ	1
4	平群町行動計画の対象となる感染症	2

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1	対策の目的・基本的戦略	2
2	対策の基本的な考え方	3
3	対策実施上の留意点	4
4	被害想定	4
5	社会経済への影響	6
6	発生段階	6
7	対策推進のための役割分担	7
8	行動計画の主要 6 項目	8

III 各発生段階における対策

未発生期	13
海外発生期	17
県内未発生期（国内発生早期以降）	19
県内（町内）発生早期 臨時（通勤・通学圏域）も含む	21
県内（町内）感染期	25
小康期	29

IV 資料編

1	用語解説	31
2	特定接種の対象となり得る業務・職務	34
3	各課の主な業務（感染期を中心にした想定）	43

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行された。

2 平群町行動計画の策定

特措法第 8 条の規定により、政府行動計画及び奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という）を踏まえ、状況の変化等に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、平群町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「平群町行動計画」という。）を策定することとした。策定にあたり、有識者としては、平成 27 年 1 月に平群町医師会に意見聴取を行った。

また、特措法第 34 条の規定に基づき、平成 25 年 3 月に平群町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、平群町対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜改定を行うものとする。

3 平群町行動計画の位置づけ

政府行動計画（特措法第 6 条）及び県行動計画（特措法第 7 条）を上位計画とし、特措法第 8 条に基づき、平群町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成する。

4 平群町行動計画の対象となる感染症

平群町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、次の 2 点を主たる目的として、国、県、関係機関等と連携して対策を講じていく必要がある。

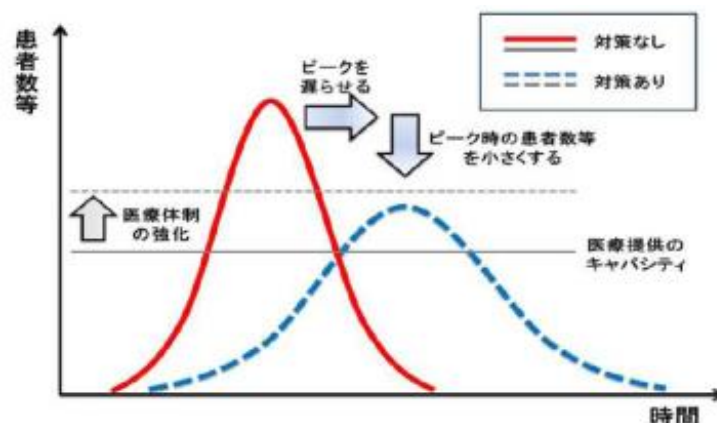
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・町内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

< 対策の効果、概念図 >



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。従って、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

そこで、平群町においては、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、平群町の地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制、そして、平群町に特徴的な要因（高齢化率が高いことによる高齢者への対応等）を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。その為に発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階では、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られしだい、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (3) 町内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の県が実施するこれらの対策への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- (4) 町内で感染が拡大した段階では、県、近隣市町村、事業者等と相互に連携し、医療の確保や町民生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、町内の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- (5) 事態によっては、町内の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

町民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が実施する不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染拡大防止対策と医療対応を組み合わせた総合的な取り組みへの協力を行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能

性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、町の対策に加え、事業者や町民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるが、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

3 対策実施上の留意点

本町は、県、近隣市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本町は、対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の呼びかけ、不要不急の外出の自粛等の呼びかけ、学校、興行場等使用等制限等の呼びかけ等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの呼びかけの実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力

平群町対策本部は、国、県、関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。奈良県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を依頼する必要がある場合には速やかに行う。

(4) 記録の作成・保存

本町は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた段階で、平群町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的には、インフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等の由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画及び県計行動画にて想定されている現時点における科学的知見や過去に世界で大流

行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、本町の被害想定を次のように想定している。

- ・平群町の全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 4,800 人と推計
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 4,800 人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 80 人、死亡者数の上限は約 25 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 300 人、死亡者数の上限は約 95 人となると推計
- ・全人口の 25%が罹患し、流行が 8 週間程度続くという仮定の下では、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数（流行発生から 5 週目）は、約 15 人、重度の場合は約 60 人と推計

(単位：人)

		県内の想定	町内の想定
人口 ^{*1}		約 140 万	19,520
罹患数 ^{*2}		約 35 万	約 4,800
医療機関を受診する患者数 ^{*3}		約 14～27 万	約 1,900～3,700
入院患者数 ^{*4}	中等度	約 5,800	約 80
	重度	約 22,000	約 300
1 日最大入院患者数 ^{*5}	中等度	約 1,100	約 15
	重度	約 4,400	約 60
死亡者数	中等度 ^{*6}	約 1,900	約 25
	重度 ^{*7}	約 7,000	約 95

＜上表の注釈＞

*1 平成 26 年 4 月現在の人口 19,520 人

*2 $19,520 \text{ 人} \times 25\% \div 4,800 \text{ 人}$

*3 県計画では、計算式が示されていない為、県 35 万の罹患数に対し、患者数 14 万～27 万につき、同じ比率で計算した。

*4 県計画では、計算式が示されていない為、*3 同様、県の比率で計算

*5 県計画では、計算式が示されていない為、*3 同様、県の比率で計算

*6 罹患数に、県計画で示されている致命率 0.53%を乗じた。 $4,800 \times 0.53\% \div 25$

*7 罹患数に、県計画で示されている致命率 2.0%を乗じた。 $4,800 \times 2.0\% \div 95$

＜留意点＞

- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、町の危機管理として対応する必要があることから新型インフルエンザの被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。

5 社会経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定の一例を示す。このような想定を参考にして、事業計画を策定する必要がある。

- (1) 町民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次、罹患する。罹患者は1週間から10日間程度、罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。

奈良県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。

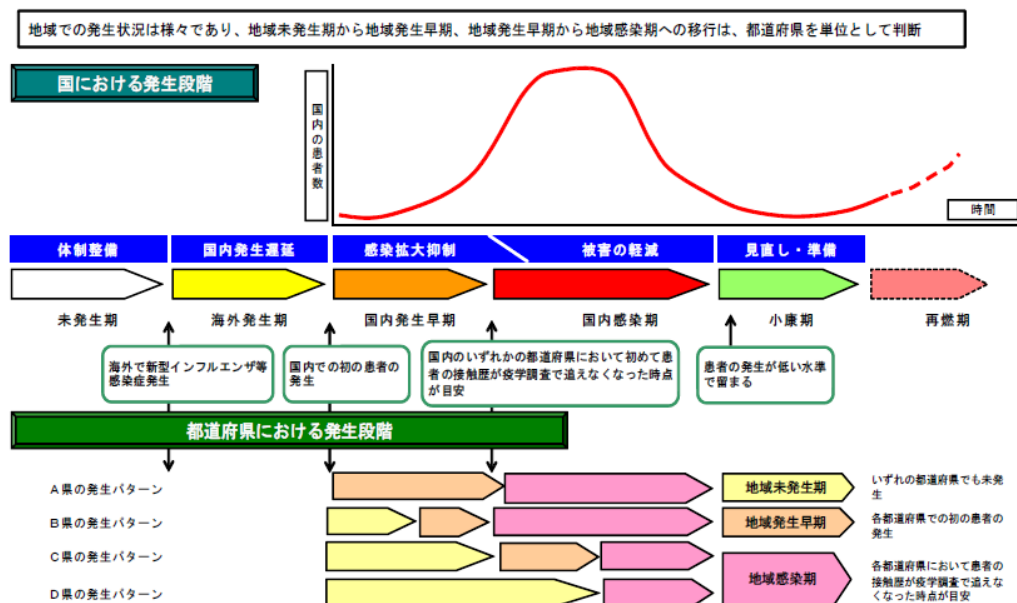
平群町における発生段階の移行については、必要に応じて県と協議の上で、町が判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態が宣言された場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

<各発生段階における対策の目的>

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める
海外発生期	・国内、県内発生に備えて体制の整備を行う
県内未発生期	・情報収集、県内発生の遅延と早期発見に努める ・県内発生に備えた体制の整備を行う
県内（町内）発生早期	・県内（町内）での感染拡大をできる限り抑える ・患者に適切な医療を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内（町内）感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える ・県民（町民）生活、経済への影響を最小限に抑える
小康期	・県民（町民）、経済の回復を図り、流行の第二波に備える

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



7 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し、調査研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条）新型インフルエンザ発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下、「基本的対処方針」という。）に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。新型インフルエンザ等発生時には、知事を本部長とする奈良県インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」とする。）を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

(3) 町

町は、県の行動計画に基づき行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。町は住民にとって最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村との緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保などを推進することが求められる。また、発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連

携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、医療、医薬品又は医療機器の製造、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を含む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの（特措法第2条）であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する（特措法第3条）。

(6) 登録事業者

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者（特措法第28条）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等が発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。（特措法第4条第3項）。

(7) 一般の事業者

一般の事業者においては、新型インフルエンザ等の予防及び対策の協力に努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講じるよう努めなければならない（特措法第4条第1項・第2項）。感染拡大防止の観点から必要に応じて不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

(8) 町民

町民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに対策に協力するよう努めなければならない（特措法第4条第1項）。新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛等感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

8 行動計画の主要6項目

本行動計画は、県行動計画に準拠して、6つの分野に分けて示している。各分野に含まれる内容は、(1) 実施体制、(2) 情報収集 (3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 医療、(6) 生活及び経済の安定の確保である。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く、感染力が強い場合、多くの町民の生命・健康に甚大な影響を及ぼすほか全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことがあるため、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。このため、奈良県においては、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり全部局一丸となった取組みを行うとともに、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組みを行うことが求められる。

本町は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、県行動計画に準拠し、関係課が連携・協力し、全庁を横断した体制を構築して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、事前の準備の進捗を確認する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに平群町対策本部を設置し、県が示す基本対処方針をもとに町内の対策を決定する。

各課は、相互に連携を図りつつ、平群町行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、各課で業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時においても重要業務を継続する体制を整える。さらに、所管する分野の関係機関、関係団体との情報交換や連携を強化する。

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、何れの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集分析し判断につなげ、関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

(3) 情報提供・共有

(ア) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、町のみならず、国、県、関係機関、大学、事業者、地域、NPO等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

(イ) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者等にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、町から直接町民に対する情報提供を行う手段として、防災無線や自治会単位の回覧、町広報、ホームページ等の活用を行う。

(ウ) 発生前における町民等への情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを可能な範囲において、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、町と教育委員会が連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

(エ) 発生時における町民への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況などについて、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してそのように判断されたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者の
人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

全庁の情報、他市町村の情報、指定（地方）公共機関の情報等、必要に応じて集約し、町民が容易に情報収集できるように努める。

（オ）情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、コミュニケーションは双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていく。

（4）予防・まん延防止

（ア）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

（イ）主なまん延防止策

個人における対策として、町内における発生の初期の段階からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

（ウ）予防接種

i）ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

ii）特定接種

ii-1）特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるとき、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

①「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録時業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的な考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする事業者（介護福祉事業者等を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況などを総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

ii－2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、県又は市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

iii) 住民接種

iii－1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に影響を及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序（仮定）	優先順位
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年層に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年層に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者④成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年層に重症者が多いタイプ	成人・若年者＞高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児③成人・若年者④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児③高齢者④成人・若年者

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦 等
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者・ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

iii-2) 住民接種の体制

住民接種に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図るように努める。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の基に実施する。

v) 医療機関に対する要請

予防接種を行う必要があると認める時には、医療機関への必要な協力要請を県知事に対し、依頼する。（特措法第31条）

(5) 医療

(ア) 基本的な考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・ 地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・ 県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、院内感染対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

(6) 生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の 25%が罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予測されている。

また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大 40%が欠勤する事態も予測され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済への影響を最小限にできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者とは、事前に十分準備を行い、一般の業者や町民においても事前の準備を行うことが重要である。

Ⅲ 各発生段階における対策

【未発生期】

予想される状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

対策の目的

- ・ 発生に備えた体制整備を行う。

対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、県や近隣市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成・見直し

本町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(1)-2 体制の整備及び県・近隣市町村等との連携強化

①本町は、国、県、近隣市町村、指定(地方)公共機関とは、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(関係各課)

②本町は、警察、消防機関等と連携を進める。(総務防災課)

(1)-3 町内の連携

本町は、新型インフルエンザ等の発生を想定した関係機関等との共同訓練を実施するよう努める。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)(特措法第12条)

(2) 情報収集

①本町は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を可能な範囲において、収集する。(総務防災課、健康保険課)

②本町は、県が行う学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康保険課、教育委員会総務課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

①本町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

②本町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(総務防災課、健康保険課、教育委員会総務課)

(3)-2 体制整備等

コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

①本町は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(政策推進課)

②本町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。(政策推進課を中心に、適時適切な情報共有方法の検討等)(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

③本町は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

④本町は、地域における対策の現場となる関係部署や機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。(総

務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

- ⑤本町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談対応ができる窓口を設置する準備を進める。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 本町は、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や感染対策について知識の普及、理解促進を図る。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

a 基本的な感染予防対策例

- ・ マスク着用
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 咳エチケット
- ・ 人混みを避ける 等

b 自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・ 保健所に連絡する。
- ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・ マスクの着用等咳エチケットを行う 等

- ②本町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛等の感染対策についての理解促進を図る。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

本町は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4)-1-3 衛生資器材等の供給体制の整備

本町は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に努める。(総務防災課、健康保険課)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 登録事業者の登録

- ①本町は、国の示す登録事業者の登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。

(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

- ②本町は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4)-2-2 接種体制の構築

(4)-2-2-1 特定接種

本町は、特定接種の対象となり得る町職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(総務防災課、健康保険課)

(4)-2-2-2 住民接種

- ①本町は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、平群町に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(健康保険課)
- ②本町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう県に要請する。(健康保険課)
- ③本町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康保険課)

(4)-3 情報提供

本町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。(健康保険課)

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

- ①本町は、県等と連携して、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)
- ②本町は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時体制について、協議、確認を行う。(健康保険課)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 物資供給の備蓄

- ①本町は、発生時における食料品等の緊急物資については、庁内の備蓄状況を確認し、想定される必要数の確保に努める。医薬品については、町内医療機関や薬局における備蓄状況の把握を行う為の体制整備に努める。(総務防災課、健康保険課)
- ②本町は、個人・家庭に対する食料等の備蓄を呼びかける。(総務防災課)

(6)-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本町は、高齢者、障がい者等の要援護者の把握及び町内感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に関する具体的手続きの決定等の措置を行う為の体制整備を行う。(福祉課、総務防災課)

(6)-3 火葬能力の把握

本町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。(住民生活課)

(6)-4 物資及び資材の備蓄等

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備等し、または設備を整備等する。(総務防災課、健康保険課)

【海外発生期】
予想される状況 ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
対策の目的 ・国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方 ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

(1) 実施体制

体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

- ①本町は、県、近隣市町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(関係各課)
- ②本町は、警察、消防機関等と連携を進める。(総務防災課)

(2) 情報収集

本町は、県と連携して情報収集に努める。また、感染拡大を早期に探知するため、県が行う学校等でのインフルエンザの集団発生の調査に引き続き協力する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(3) 情報共有

(3)-1 情報共有

本町は、県、近隣市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、教育委員会総務課)

- ① 町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(政策推進課、総務防災課、福祉課、教育委員会総務課)
- ② 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(政策推進課、総務防災課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)
- ③ 町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(3)-2 相談窓口等の設置

本町は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。また、国が作成したQ & A等に基づいた相談対応ができる体制整備を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

① 本町は、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や感染対策について知識の普及、理解促進を図る。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

a 基本的な感染予防対策例

- ・ マスク着用
- ・ 手洗い
- ・ うがい
- ・ 咳エチケット
- ・ 人混みを避ける 等

b 自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・ 保健所に連絡する。
- ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・ マスクの着用等咳エチケットを行う 等

② 本町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛等の感染対策についての理解促進を図る。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 特定接種

本町は、国の基本的対処方針を踏まえ、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務防災課、健康保険課)

(4)-2-2 住民接種

① 本町は、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備について、必要に応じて接種体制の準備を行う。(健康保険課)

② 本町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった国からの具体的な情報について、関係機関等に対し可能な範囲において、情報提供を行う。(健康保険課)

(5) 医療

医療機関等への情報提供

本町は、県から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、町内医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康保険課)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(6)-2 遺体の火葬・安置

本町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(住民生活課)

(6)-3 食料品・生活必需品等の確保

①本町は、発生時における食料品等の緊急物資については、庁内の備蓄状況を確認し、想定される必要数の確保に努める。医薬品については、町内医療機関や薬局における備蓄状況の把握を行う為の体制整備に努める。(総務防災課、健康保険課)

②本町は、個人・家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。(総務防災課)

【県内未発生期】(国内発生早期以降)
予想される状況
・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
対策の目的
・県内発生が遅延と県内発生早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
・県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について必要な対策を行う。 ・県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

(1) 実施体制

- ・本町は、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、平群町対策本部設置の準備を行う。
- ・本町は、緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに平群町対策本部を設置、開催し、国の基本的対処方針や県の方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(2) 情報収集

- ・本町は、県が行う学校等での集団発生の把握の調査に引き続き協力する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ①本町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)
- ②本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(総務防

災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)

(3)-2 情報共有

本町は、県、近隣市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(3)-3 相談窓口等の設置

本町は、状況の変化に応じ、国が作成したQ & A等に基づいた相談対応ができる体制の充実、強化を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内での感染拡大防止対策の準備

- ・本町は、国、県と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。(関係各課)
- ・本町は、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかける。(健康保険課、福祉課)
- ・本町は、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう呼びかける。(総務防災課)
- ・本町は、県からの要請に基づき、必要に応じ、臨時に学校の全部または一部の休業を行う。(教育委員会総務課)

(4)-2-1 予防接種(特定接種)

本町は、地方公務員に対する特定接種を勧める。(総務防災課、健康保険課)

(4)-2-2 予防接種(住民接種)

- ①パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、本町は、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、国の要請に基づき接種に関する情報提供を開始する。(健康保険課)
- ②国が決定した住民への接種順位に基づき、本町は、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。(健康保険課)
- ③本町は、住民接種の実施に当たり、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康保険課、教育委員会総務課)

(4)-2-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ①本町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康保険課)
- ②本町は、県が行う住民に対する外出の自粛要請や学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請、学校、保育所等以外の施設に対する感染対策の徹底の要請に、必要に応じ協力する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課)

(5) 医療

(5)-1 医療機関等への情報提供

本町は、県から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を町内医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康保険課)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本町は、町内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策の実施の準備を呼びかける。(対策本部)

(6)-2 町民・町内事業者への呼びかけ

本町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、町内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。(対策本部)

(6)-3 遺体の火葬・安置

本町は、県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(住民生活課)

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-4-1 水の安定供給

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

(6)-4-2 生活関連物資等の価格の安定等

町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(6)-4-3 サービス水準に係る県民への呼びかけ

本町は、県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係課)

【県内（町内）発生早期】 臨県（通勤・通学圏域）も含む

予想される状況

- ・ 県内（町内）において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・ 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。
 - （国内発生早期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
 - （国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学

調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
対策の目的
・県内（町内）での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。 ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、県民への積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。 ・新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止策を実施する。 ・県内（町内）感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ・緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、平群町対策本部設置の準備を行う。
- ・緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに平群町対策本部を設置、開催し、国の基本的対処方針や県の方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。（総務防災課、政策推進課、健康保険課）

(2) 情報収集

本町は、県が行う学校等での集団発生の把握の調査に引き続き協力する。
（総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ①本町は、町民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内（町内）外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（総務防災課、政策推進課、健康保険課）
- ②本町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策について、情報を適切に提供する。（総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課）

③本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うように努める。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(3)-2 情報共有

本町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(3)-3 相談窓口の充実強化等(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

①本町は、相談対応できる窓口を充実強化する。

②本町は、状況の変化に応じて改定された国のQ&A等を活用する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内での感染拡大防止策

①住民や事業者等に対して、次の呼びかけを行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

- ・本町は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。
- ・本町は、事業者に対し、職場における感染拡大防止策の徹底を呼びかける。
- ・本町は、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染予防策を講じようと呼びかける。

②本町は、町内医療機関・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課)

③町は、県からの要請に基づき、必要に応じ、臨時に学校の全部または一部の休業を行う。
(教育委員会総務課)

(4)-2-1 予防接種(特定接種)

(4)-2-1 接種体制(特定接種)

本町は、地方公務員に対する特定接種を勧める。(総務防災課、健康保険課)

(4)-2-2 接種体制(住民接種)

①本町は、国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。(健康保険課)

②本町は、住民接種の実施に当たり、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康保険課、教育委員会総務課)

(4)-2-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

①本町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、措置の実施に対する県への協力、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康保険課)

- ②本町は、県が行う住民に対する外出の自粛要請や学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請、学校、保育所等以外の施設に対する感染対策の徹底の要請に、必要に応じ協力する。（総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課）

(5) 医療

(5)-1 医療機関への情報提供

本町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、町内医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康保険課）

(5)-2 在宅患者等への支援

本町は、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。（福祉課、健康保険課）

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 町民・町内事業者の対応、呼びかけ

本町は、町内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策を実施するよう呼びかける。（総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課）

本町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、町内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。（対策本部）

(6)-2 遺体の火葬・安置

本町は、県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（住民生活課）

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

本町は、要援護者への生活支援等を行う。（福祉課）

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-4-1 水の安定供給

水道事業者及び水道用水供給事業者である県、町は、それぞれの消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道課）

(6)-4-2 生活関連物資等の価格の安定等（総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課）

本町は、町民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課）

【県内（町内）感染期】	
予想される状況	
・ 県内（町内）の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 国内では、国内感染期にある。 （国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。	
対策の目的	
・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 町民生活・経済への影響を最小限に抑える。	
対策の考え方	
・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 ・ 県内（町内）の発生状況等から、本町の実施すべき対策の判断を行う。 ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。	

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県が県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期であることを公示したときは、平群町対策本部会議を開催し、国が示す基本的対処方針や県の方針及び平群町行動計画に基づく対策等を協議、実行する。

（総務防災課、政策推進課、健康保険課）

(1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針や県の方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

- ①緊急事態宣言がなされた場合、速やかに平群町対策本部を設置する。
- ②新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなると認めるときは、特措法第38条に基づく奈良県知事に対し、緊急事態措置の全部または一部の実施要請をする。若しくは、特措法第39条第2項に基づき他の市町村長への応援措置の活用を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(2) 情報収集

本町は、県が行う学校等での集団発生の把握の調査に引き続き協力する。

(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ①本町は、町民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)
- ②本町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、本県（本町）の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策や、社会活動の状況についての情報を適切に提供する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)
- ③本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うように努める。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(3)-2 情報共有

本町は、県や近隣市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、流行や対策の状況把握を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(3)-3 相談窓口等の継続（総務防災課、政策推進課、健康保険課）

- ①本町は、相談対応できる窓口等を継続する。
- ②本町は、県から配布される状況の変化に応じて改定された国のQ & A等を活用する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内（町内）での感染拡大防止

- ①住民や事業者等に対して、次の呼びかけを行う。
 - ・本町は、国、県と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)
 - ・本町は、事業者に対し、職場における感染拡大予防策の徹底を呼びかける。(総務防災課、

政策推進課、健康保険課、関係各課)

・本町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県からの要請に基づき、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策を実施するとともに、学校保健安全法に基づき、臨時に、学校の全部または一部の休業を行う。(教育委員会総務課)

・本町は、公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染予防策を講じるように呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

②本町は、町内医療機関・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 接種体制(特定接種)

本町は、地方公務員に対する特定接種を勧める。(総務防災課、健康保険課)

(4)-2-2 接種体制(住民接種)

①本町は、国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、本町は、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。(健康保険課)

②本町は、住民接種の実施に当たり、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康保険課、教育委員会総務課)

(4)-2-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

①緊急事態宣言がなされている場合には、本町は、県の要請を受け、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を行う。(健康保険課)

②本町は、県が行う住民に対する外出の自粛要請や学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請、学校、保育所等以外の施設に対する感染対策の徹底の要請に、必要に応じ協力する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課)

(5) 医療

(5)-1 在宅患者等への支援

本町は、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課)

(5)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策の加え、必要に応じて、次の対策を行う。

本町は、町内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県と連携して、臨時の医療施設の設置を設置する。(健康保険課)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者への呼びかけ

本町は、町内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防

策を継続するよう呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(6)-2 町民への呼びかけ

①本町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

②本町は、医薬品、食料品等を確保するため、生産、流通、輸送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続を呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

本町は、要援護者への生活支援等を行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、関係各課)

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①業務の継続等

本町は、町内事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

②水の安定供給

水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

③サービス水準に係る町民への呼びかけ

本町は、町内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

④生活関連物資等の価格の安定等

- ・本町は、町民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

- ・本町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

⑤埋葬・火葬の特例等

- ・本町は、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう呼びかける。(住民生活課)

- ・本町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。(住民生活課)

- ・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めるよう、県を通じ国に対して要請する。(住民生活課)

活課)

- ・本町は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(住民生活課)

【小康期】
予想される状況
・県内（町内）の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行はいったん終息している状況
目的
・町民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制の縮小等

国が縮小する措置などに係る基本的対処方針を示し、小康期に入った旨の公示を行い、県が小康期に入ったことを宣言した場合は、第二波に備えた対策等を実行する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(1)-2 緊急事態解除宣言

①国が、特措法第32条第5項に基づく緊急事態解除宣言をし、県も、緊急事態宣言に基づく措置を中止した場合は、本町も中止する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

②国が緊急事態解除宣言をした場合、平群町対策本部を廃止する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、以下のこと指す。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合 等

以上のような状況である場合は、国内外の流行状況、国民の生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

(1)-3 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県の行動計画等を参考に町の行動計画等の見直しを行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(1)-4 対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに平群町対策本部を廃止する。

(2) 情報収集

本町は、再流行を早期に探知するため、県が行う学校等での集団発生の把握の調査に引き続き協力する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、福祉課、教育委員会総務課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

①本町は、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

②本町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(3)-2 情報共有

本町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備え体制を再整備する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課)

(3)-3 相談窓口等の体制の縮小

本町は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

予防接種

本町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を行う。(健康保険課)

(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(5)-1 町民・事業者への呼びかけ

本町は、必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(5)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(5)-2-1 業務の再開

本町は、町内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えないよう呼びかける。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

(5)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

本町は、県（町）内の状況等を踏まえ、県（町）内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(総務防災課、政策推進課、健康保険課、関係各課)

IV 資料編

1 用語解説

インフルエンザ	インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 *特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院 *第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 *第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 *結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局
感染症病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来 都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
帰国者・接触者相談センター	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
個人防護具	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴ

Personal Protective Equipment : PPE	ーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味 疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
指定届出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
死亡率 Mortality Rate	ここでは、人口10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数
人工呼吸器	呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置
新型インフルエンザ	感染症法第6 条第7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009	2009 年（平成21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009 」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6 条第9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
積極的疫学調査	患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15 条に基づく調査をいう。
致死率 Case Fatality Rate	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイ

	ルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率 Attack Rate	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合
パンデミック	感染症の世界的大流行 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン
病原性	新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）
PCR Polymerase Chain Reaction：ポリ メラーゼ連鎖反 応	DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。

○感染症の定義及び類型

- [一類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)
- [二類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)
- [三類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）
- [四類感染症] 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：A型肝炎、狂犬病等）
- [五類感染症] 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：麻しん、梅毒等）
- [指定感染症] 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

2 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における郵便の確保	
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
炭製品製造業			生時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（L P ガ	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス、ガソリンスタンド)	生時におけるLPガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算	区分 1	—

--

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して	区分 1 区分 2	防衛省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

3 各課の主な業務（感染期を中心にした想定）

新型インフルエンザ等が発生し、平群町新型インフルエンザ等対策本部設置後、各課は以下の役割分担に基づき、住民の生命と健康を守り、安心を確保していく。

なお、職員の健康状態等により、各課の業務遂行に支障をきたす場合、各課においては、相互に応援体制をとって対応するものとする。

平群町新型インフルエンザ等対策本部の構成

職	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
構成員	政策推進課長、総務防災課長、健康保険課長、住民生活課長、福祉課長、教育委員会総務課長、議会事務局長、上下水道課長、消防団長 ^{*1}
事務局	政策推進課、総務防災課、健康保険課

〈上表中の注釈〉

*1 消防団長：特措法第35条第2項第3号に基づく

総務防災課

- 1 対策本部の設置、運営に関すること。
- 2 相談体制の調整及び統括に関すること。
- 3 緊急連絡網と参集体制
- 4 住民からの問合せの対応及び要望のとりまとめに関すること。
- 5 車両など輸送機関及び通信機器の調達その他財務に関すること。
- 6 ライフライン情報の収集に関すること。
- 7 奈良県総務局総合防災部との情報連絡に関すること。
- 8 備蓄物資の搬送及び配分に関すること。
- 9 消防活動及び救急搬送に関すること。
- 10 対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。
- 11 各課の連絡調整に関すること
- 12 町職員の感染予防・サービス・罹患状況に関すること。
- 13 応援職員の調整に関すること。
- 14 前号に掲げるもののほか、他の課に属しないこと。

政策推進課

- 1 対策本部の設置、運営に関すること。
- 2 国、奈良県、その他関係機関との協議、交渉、要請などの統括に関すること。
- 3 報道機関対応に関すること。
- 4 広報など情報提供に関すること。
- 5 地域団体・関係団体などの連絡調整に関すること。
- 6 情報の収集、伝達及び処理に関すること。
- 7 自治会との連絡調整。

- 8 関係機関との連絡に関する事。

住民生活課

- 1 戸籍などの届出窓口の確保に関する事。
- 2 ごみの排出抑制に関する事。
- 3 ごみし尿の収集等に関する事。
- 4 現場の消毒体制に関する事。
- 5 遺体の収容及び搬送等に関する事。
- 6 遺体の火葬に関する事。
- 7 仮遺体安置所の設置に関する事

健康保険課

- 1 対策本部の設置、運営に関する事。
- 2 新型インフルエンザ発生状況の把握に関する事。
- 3 医師会その他の医療機関及びその他関係機関との連絡調整に関する事。
- 4 緊急の新型インフルエンザ対策物品の契約に関する事。
- 5 防災協定を活用した医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関する事と。
- 6 住民などからの健康相談に関する事。
- 7 住民へのワクチン接種等に関する事。
- 8 現場の消毒体制に関する事。
- 9 患者、家族への健康相談、心のケアに関する事。
- 10 患者輸送に関する事。

福祉課

- 1 子育て支援センターにおける感染予防に関する事。
- 2 在宅の高齢者・障害者などの相談及び生活支援等に関する事。
- 3 福祉施設の感染予防に関する事。
- 4 福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事。

教育委員会総務課

- 1 こども園・私立の幼稚園・小中学校の児童生徒等及び保護者の感染予防に関する事。
- 2 こども園・私立の幼稚園・小中学校の児童生徒等の感染状況の把握に関する事。
- 3 こども園・私立の幼稚園・小中学校の児童生徒の心のケアに関する事。
- 4 教育・文化施設における感染予防に関する事。

都市建設課

- 1 総務防災課の支援に関する事。

税務課

- 1 政策推進課の支援に関する事。

観光産業課

- 1 事業所の事業活動の自粛などに関する事。
- 2 政策推進課の支援に関する事。

会計課

- 1 総務防災課の支援に関すること。

議会事務局

- 1 議会との連絡調整に関すること。
- 2 総務防災課の支援に関すること。

監査委員事務局

- 1 総務防災課の支援に関すること。

上下水道課

- 1 県営水道との連絡調整に関すること。
- 2 安定的かつ適切に水を供給するために必要な措置に関すること。